

石綿使用原則禁止へ 年内にも施行令改正 厚生労働省



厚生労働省は4月4日、発がん性がある石綿(アスベスト)を含む建材などの使用を禁止するため、今年中にも労働安全衛生法施行令を改正する方針を固めた。

石綿は、耐熱性や耐久性が高く、比較的安価なため、屋根や壁などの材料として広く利用されている。しかし、解体時などに粉じんを吸うと健康への被害が懸念されるため、使用禁止が検討されてきた。国内で使用されてきた石綿には3種類あり、発がん性が高い2種類(青石綿(クロシドライト)と茶石綿(アモサイト))は1995年に全面禁止されたが、危険性が低いとされる白石綿(クリソタイル)は使用が認められ、現在も輸入されていたが、今回の改正で、すべての石綿が原則使用禁止となる。

国内で使用されている石綿の9割以上が建材として利用されており、石綿以外の素材で代替することが難しい一部の製品(原発などに使われる耐熱・電気絶縁板や、化学工場の配管などに使われるシートやシール等)以外は輸入や製造、販売が禁じられます。

資料:平成15年4月15日付 読売新聞

技術監理室 瀬田洋一郎

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

